

警戒レベルと取るべき行動

警戒レベル	状況	避難情報	取るべき行動
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ 
~~~~~ 警戒レベル4までに必ず避難 ~~~~~			
4	災害の恐れ高い	避難指示	危険な場所から 全員避難 
3	災害の恐れあり	高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等は避難 
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	自らの避難行動を確認 
1	今後気象状況悪化の恐れ	早期注意情報 (気象庁)	災害への心がまえを高める 

## 2 災害時の区役所の活動

### (1) 動員計画

災害が発生・拡大する恐れがある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員配備を定めています。動員計画については 39 ページをご覧ください。

台風接近時には、台風の進路・規模に応じた種別の動員を発令します。

勤務時間外に大雨・洪水・暴風警報が発表された場合は、少なくとも職員2名が区役所に参集し、災害対応にあたります。

### (2) 具体的な行動

速やかに災害対応を行うため、あらかじめ行動内容を定めています。

具体的には、

- 区役所ホームページや Twitter などを活用し、区民の皆さんに警報発表・解除状況(大雨・洪水・暴風雨)を周知
- 天王寺消防署、天王寺警察署、建設局田島工営所、田島管路管理センター、建設局真田山公園事務所などから被害情報を収集
- 区民の方からの問合せに対して関係部署へ連絡

- 必要に応じて、学校などに避難所を開設

などの対応を行います。

### (3)災害後の対応

浸水被害などに遭った方に対し、次の対応を行います。

#### 住居に浸水被害を受け、保険等の手続きに被災証明が必要なとき

- 被災証明書の発行 区役所市民協働課安全まちづくり室 電話：6774-9899

#### 居住している住宅が、「床上・床下浸水」とされたとき

- 災害見舞金の支給(床上浸水) 安全まちづくり室 電話：6774-9899
- 消毒液(クレゾールせっけん液)の配布  
区保健福祉センター健康推進(生活環境)グループ 電話：6774-9973

#### 浸水によりごみが出たとき

- ごみの収集 環境局中部環境事業センター 電話：6714-6411

#### 住居、家財等に被害を受けたとき

保険料、税金が減免される場合があります。

- 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免  
区役所窓口サービス課保険年金グループ 電話：6774-9946
- 介護保険料の減免 区役所保健福祉課介護保険グループ 電話：6774-9859
- 固定資産税の減免  
財政局なんば市税事務所固定資産税(家屋)グループ 電話：4397-2958
- 市民税の減免  
財政局なんば市税事務所市民税等グループ 電話：4397-2953



#### その他、天王寺区で起こり得る災害

地震や風水害のような自然災害のほかに、火災や事故などによる災害の発生が想定されます。

住宅・ビル等の火災、道路交通の事故、鉄道事故、ヘリコプターや航空機の墜落、石油・ガス・化学物質の漏れ・爆発などが発生した場合は、燃料漏れによる爆発・延焼などの危険性があります。

また、すぐには原因が特定できない場合や目に見えない有毒ガスの漏れの場合は、危険性がわからず、被害を受けることもあります。

いずれの場合も、速やかに現場から避難しましょう。

なお、火災・事故の現場においては「警戒区域」が設定され、この区域の外への避難が呼びかけられる場合があります。

そのような場合は、現場の対応をしている関係機関の職員の指示に従いましょう。

本文中、天王寺区マスコットキャラクター「ももてんちゃん」など天王寺区が著作権を保持するもの以外で、引用先の記載のないイラストは「いちぢひろゆきの防災無料イラスト」を使用しています。イラストの使用、転載にあたっては、[著作権者による注意](#)を必ずご確認ください。



天王寺区防災計画  
平成 25 年 3 月策定(令和 4 年 3 月改定)  
天王寺区役所市民協働課安全まちづくり室  
電話 06-6774-9899